（別紙）

誓約書兼同意書（有機で就農応援事業補助金）

　　　　年　　月　　日

　　朝倉市長

　　　　　　　　　　　申請者　住　所

氏　名

　　私は、朝倉市有機で就農応援事業補助金の交付を申請するに当たり、次の事項を誓約し、及び同意します。

１　朝倉市有機で就農応援事業補助金交付要綱第４条に掲げる要件を満たし、申請内容に虚偽がないことを誓約します。

＜朝倉市有機で就農応援事業補助金交付要綱　第４条抜粋＞

（１）　居住地別の要件

ア　市内居住の受講生に関する要件　受講年度内に補助金の交付申請を行うこと。

イ　市外居住の受講生に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　市に住民登録を行う直前まで連続して１年以上市外に居住していたこ

　　　　　と。

（イ）　受講年度の入校日後に市への住民登録を行った者であること。

（ウ）　受講年度を含む３箇年度内に補助金の交付申請を行うこと。

（エ）　補助金の交付申請の日から連続して５年以上市に継続して居住する意

思を有していること。

（２）　その他の要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　令和５年度以降に実施された講座の修了を証する書類を受領していること。

イ　受講生本人が講座の受講料の全額を負担していること。

ウ　これまでに補助金の交付を受けていないこと。

エ　市の住民税、国民健康保険税、固定産税及び軽自動車税（以下「市税等」

という。）の滞納がないこと。

オ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ　日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住

者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者である

こと。

２　市が、有機で就農応援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用することに同意します。

３　住民登録情報について市が調査することに同意します。

４　朝倉市有機で就農応援事業補助金交付要綱第８条の規定により有機で就農応援事業補助金の交付決定を取り消された場合は、補助金の全額を返還します。